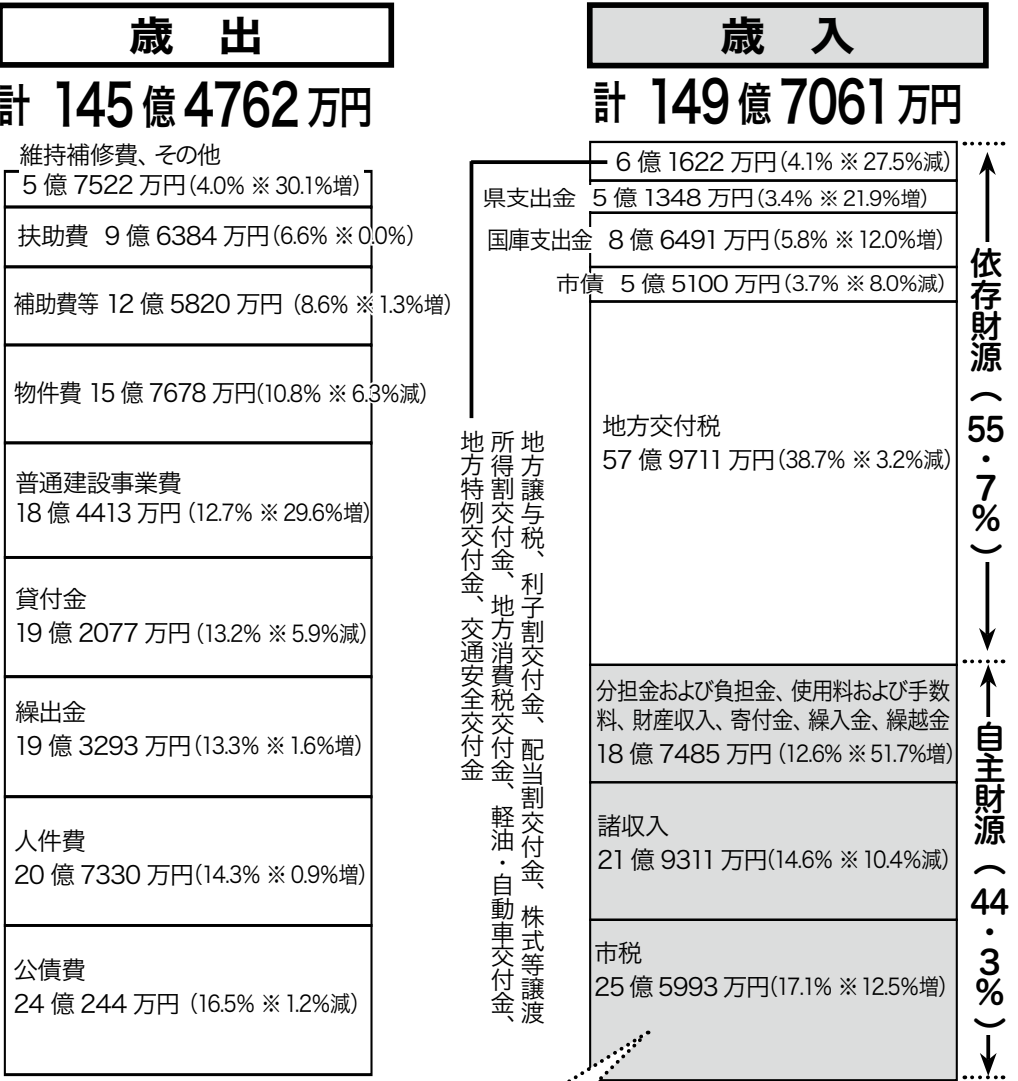


飯山市の平成19年度一般会計および特別会計決算がまとまり、市議会9月定例会で認定されました。その状況をお知らせします。

平成19年度 普通会計決算

グラフ中（）内数値は構成比、※は前年比

普通会計：一般会計・福祉企業センター特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・土地取得事業特別会計・ケーブルテレビ事業特別会計をあわせたもの



平成19年度 特別会計決算

(普通会計に算入していないもの。1万円未満端数処理のため差引残額が合わないものがあります)

特別会計名	歳入	歳出	差引残額
公共下水道事業	9億9152万	9億7235万	1917万
特定環境保全公共下水道事業	4億7250万	4億6775万	476万
農業集落排水事業	3億8732万	3億8571万	161万
簡易水道等	1億9141万	1億8937万	204万
国民健康保険	26億6685万	25億5428万	1億1258万
老人保健医療	27億677万	26億8545万	2132万
介護サービス事業	682万	337万	345万
介護保険	20億8637万	20億6734万	1903万
合計	95億956万	93億2562万	1億8396万

※上水道事業会計決算は7ページでお知らせしています

歳入・歳出ともに増加
収支は黒字に

一般会計と特別会計を合わせた平成19年度決算額は歳入(収入)で約245億円、歳出(支出)では約239億円となりました。普通会計(一般会計と公営事業会計を除く特別会計を合わせたもの)について、歳入では、地方交付税が約1億8900万円減少したものの、市税が税源移

市税の内訳			
税目	19年度決算額	構成比	増減率
固定資産税	12億3484万円	48.2%	1.2%増
市民税	10億3356万円	40.4%	35.0%増
市たばこ税	1億5102万円	5.9%	0.6%減
軽自動車税	6737万円	2.6%	3.8%増
都市計画税	6367万円	2.5%	0.2%増
入湯税	947万円	0.4%	3.5%減

「飯山市の財政は健全?」

平成19年度決算に基づく飯山市の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、飯山市の健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を公表します。

①健全化判断比率

健全化判断比率とは「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」のことです。この健全化判断比率には、「早期健全化

基準」と「財政再生基準」とが設けられており、4指標のうち各基準を1つでも上回ると「早期健全化団体」、「財政再生団体」へと移行。早期健全化または財政再生のための計画を策定し、必要な行財政措置を講じていくこととなります。

飯山市の平成19年度決算に基づく健全化判断比率は表のとおり、いずれの指標も基準値を下回りました。

②資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す数値になります。資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられ、基準値を上回ると「経営健全化計画」を定める必要があります。

今後、健全化判断比率、資金不足比率とも基準値を下回る結果となりました。しかし、当市の実質公債費比率は起債を起こす際に県の許可が必要となる18%を超えており、将来負担比率は標準的な財政規模を超える100%超の数値となっています。

平成19年度 飯山市の健全化判断比率と健全化等の基準

「平成19年度飯山市の比率」欄（ ）内数値は全国1810市町村中の飯山市順位

指標	平成19年度飯山市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.64%	20.0%
連結実質赤字比率	— %	18.64%	40.0%
実質公債費比率	19.1% (1481位)	25.0%	35.0%
将来負担比率	119.3% (1061位)	350.0%	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため(黒字のため)「—」で表示しています。

実質赤字比率…一般会計等における実質収支額の合計が赤字の場合に実質赤字額となり、実質赤字額の標準財政規模(飯山市の標準的な収入)に対する割合を表す指標。

連結実質赤字比率…一般会計および特別会計の実質収支額と公営企業会計における資金不足額の合計が赤字の場合に連結実質赤字額となり、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金および公営企業会計の公債費に対する繰出金の標準財政規模に対する比率で、3カ年の平均値で表される。

将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

歳出項目の用語解説

■**維持補修費**…市が管理する施設の修繕費など、施設の機能を正常に保つための経費です。

■**扶助費**…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用などです。市が単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれます。

■**補助費等**…報償金などの報償費、火災保険料などの役務費、負担金、補助および交付金、償還金などをいいます。

■**物件費**…人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的経費の総称です。

■**普通建設事業費**…道路、橋りょう、学校などの建設・大規模修繕に要する経費です。

■**繰出金**…一般会計から特別会計へ支出される金額です。

■**人件費**…職員の給料や議員報酬等です。

■**公債費**…市が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の合算額です。